

四半期報告書

(第66期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

ニッセイ同和損害保険株式会社

(E03831)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 保険引受の状況	3
2 経営上の重要な契約等	7
3 財政状態及び経営成績の分析	7
第3 設備の状況	9
1 主要な設備の状況	9
2 設備の新設、除却等の計画	9
第4 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12
2 株価の推移	12
3 役員の状況	12
第5 経理の状況	13
1 中間財務諸表	14
(1) 中間貸借対照表	14
(2) 中間損益計算書	15
(3) 中間株主資本等変動計算書	16
(4) 中間キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	39
第二部 提出会社の保証会社等の情報	40

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【四半期会計期間】	第66期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	ニッセイ同和損害保険株式会社
【英訳名】	Nissay Dowa General Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 立山 一郎
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満四丁目15番10号
【電話番号】	大阪（6363）1121（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部大阪総務グループ長 森口 泰男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	東京（3542）5511（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部総務企画グループ長 橋村 浩樹
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都中央区明石町8番1号） 当社横浜統括支店 （横浜市中区本町五丁目48番地） 当社名古屋統括支店 （名古屋市西区名駅二丁目22番9号） 当社神戸統括支店 （神戸市中央区明石町19番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

(注) 上記の当社名古屋統括支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。

提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期	
会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	
正味収入保険料 (対前期増減率)	(百万円) (%)	161,213 (1.20)	159,786 (△0.89)	155,735 (△2.53)	326,341 (1.42)	318,249 (△2.48)
経常利益 (対前期増減率)	(百万円) (%)	6,735 (△37.36)	6,928 (2.87)	4,774 (△31.08)	9,647 (△18.04)	12,486 (29.43)
中間（当期）純利益 (対前期増減率)	(百万円) (%)	4,517 (△3.03)	4,660 (3.18)	2,500 (△46.36)	6,259 (△14.64)	6,450 (3.05)
正味損害率	(%)	58.69	64.11	64.79	61.97	66.45
正味事業費率	(%)	31.98	32.01	33.37	32.30	33.51
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	(百万円) (%)	12,303 (14.20)	14,903 (21.14)	13,826 (△7.23)	24,717 (11.23)	28,577 (15.62)
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株)	47,328 (400,055)	47,328 (400,055)	47,328 (390,055)	47,328 (400,055)	47,328 (390,055)
純資産額	(百万円)	348,091	356,824	234,783	368,556	273,308
総資産額	(百万円)	1,333,226	1,350,436	1,169,763	1,364,571	1,214,111
1株当たり純資産額	(円)	916.23	939.34	618.49	970.16	719.51
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	11.88	12.26	6.58	16.47	16.98
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	8.00	8.00
自己資本比率	(%)	26.11	26.42	20.07	27.01	22.51
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	11,111	4,218	△379	2,317	△10,088
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	16,598	4,894	△19,093	803	11,475
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,247	△3,061	△3,180	△3,265	△3,070
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(百万円)	107,237	87,066	55,616	81,611	78,742
従業員数	(人)	3,965	4,182	4,350	3,989	4,183

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
3. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性に乏しいため記載を省略しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	4,350
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、執行役員、退職者及び臨時雇を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【保険引受の状況】

(1) 保険引受利益

区 分	当第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)
保険引受収益	89,853
保険引受費用	77,616
営業費及び一般管理費	12,504
その他収支	△21
保険引受利益 (△は保険引受損失)	△288

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、四半期損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

区 分	当第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
火災	15,974	18.14	—
海上	1,781	2.02	—
傷害	10,175	11.55	—
自動車	38,983	44.26	—
自動車損害賠償責任	6,640	7.54	—
その他	14,525	16.49	—
合 計	88,079	100.00	—
(うち収入積立保険料)	(3,888)	(4.41)	(—)

(注) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含む。)

(3) 正味収入保険料

区 分	当第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
火災	11,232	14.49	—
海上	1,484	1.91	—
傷害	7,355	9.49	—
自動車	38,926	50.20	—
自動車損害賠償責任	8,616	11.11	—
その他	9,927	12.80	—
合 計	77,542	100.00	—

(4) 正味支払保険金

区 分	当第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)	正味損害率 (%)
火災	3,938	—	36.98
海上	875	—	61.30
傷害	3,894	—	59.11
自動車	25,645	—	73.79
自動車損害賠償責任	7,213	—	90.52
その他	5,072	—	53.41
合 計	46,640	—	66.07

(参考) 提出会社の状況

ソルベンシー・マージン比率

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日) (百万円)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	632,860	468,881
資本金又は基金等	164,638	165,739
価格変動準備金	6,719	7,384
危険準備金	21	221
異常危険準備金	135,310	133,876
一般貸倒引当金	70	58
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	270,897	97,320
土地の含み損益	10,505	20,320
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	44,697	43,959
(B) リスクの合計額	111,323	96,825
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		
一般保険リスク (R ₁)	19,747	19,933
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	1,172	1,125
資産運用リスク (R ₄)	56,216	41,107
経営管理リスク (R ₅)	2,505	2,201
巨大災害リスク (R ₆)	48,126	47,922
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,136.9%	968.5%

(注) 1. 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「資本金又は基金等」は純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であり、前中間期は「純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)」と表記していたものであります。

2. 前期末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前中間会計期間末と当中間会計期間末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

<ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
（一般保険リスク）
（第三分野保険の保険リスク）
- ② 予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
（予定利率リスク）
- ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
（資産運用リスク）
- ④ 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
（経営管理リスク）
- ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
（巨大災害リスク）

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の概況

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融不安の高まり、株式・為替市場の変動等、先行き不透明な状況が続き、民間設備投資は弱含み、企業収益は減少するなど、景気に対する先行き不透明感が強まりました。

損害保険業界におきましては、このような経済動向に加え、自動車損害賠償責任保険の保険料率引き下げ等の影響により、保険料収入は減収となりました。

このような情勢のなか、当社は、行動指針である「顧客第一」への取組をより鮮明にすべく、全社スローガン「全てはお客さまからの信頼回復のために」のもと、引き続き「経営品質革新」を最重要課題として、保険募集から保険金支払いまでのあらゆる領域での、お客さまの視点に立った業務品質の向上に向け、全社を挙げて取り組んでまいりました。

また、「経営品質革新」に向けた取組に併せて、平成18年度からスタートした中期経営計画に基づき、株主の皆様、お客さまの満足度向上を通じた企業価値の最大化を目標に据えた「CSR経営の実現」に努めるとともに、「最高の総合保険サービス」のご提供をより確かなものとするよう、日本生命保険相互会社との総合保険戦略をさらに強化してまいりました。

このほか、自然災害に対する義援金を募るなど、社会貢献活動にも努めてまいりました。

このような施策を展開いたしました結果、経常収益につきましては、保険引受収益が898億円、資産運用収益が79億円、その他経常収益が2億円となり、980億円となりました。

一方、経常費用につきましては、保険引受費用が776億円、資産運用費用が60億円、営業費及び一般管理費が134億円、その他経常費用が3億円となり、974億円となりました。

この結果、経常利益は5億円となりました。

これに特別損益、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した四半期純損失は1億4千3百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは31億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより、2億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により、1億円の支出となりました。

これらの結果、当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、556億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績

① 保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は775億円となりました。

一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は466億円となり、正味損害率は66.1%となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は125億円となりました。

これらに収入積立保険料、責任準備金戻入額、満期返戻金、支払備金繰入額などを加減した結果、保険引受損益は、2億円の損失となりました。

② 資産運用の概況

資産運用におきましては、資産の流動性、収益の安定性の観点から、内外債券中心の運用を維持しながら、外国債券の通貨配分・為替ヘッジ比率の調整など機動的な分散投資を実施いたしました。

この結果、利息及び配当金収入は51億円となりました。

これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は79億円となりました。資産運用費用は60億円となりました。

(6) 財政状態

当第2四半期会計期間末の総資産は、1兆1,697億円となりました。

純資産につきましては、その他有価証券評価差額金の減少などにより2,347億円となりました。

この結果、自己資本比率は20.1%、1株当たり純資産額は618円49銭となりました。

(7) 資金の流動性について

一定の現金及び現金同等物を確保しつつ、有価証券につきましては、安全性・収益性並びに流動性を踏まえた配分を行っているため、保険金等の支払いに対して十分な流動性を確保しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	390,055,814	390,055,814	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	390,055,814	390,055,814	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	390,055	—	47,328	—	40,303

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	138,015	35.38
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	22,408	5.75
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	13,741	3.52
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,501	3.20
ダンスケ バンク クライアン ツ ホールディングス (常任 代理人 香港上海銀行東京支 店)	HOLMENS KANAL 2-12, 1092 COPENHAGEN K DENMARK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	8,471	2.17
株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号	8,336	2.14
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口4 G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,685	1.71
株式会社八十二銀行 (常任代 理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	長野県長野市中御所岡田178番地8 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	6,267	1.61
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	5,904	1.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	5,853	1.50
計	—	228,184	58.50

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株式を10,451千株保有しております。

2. アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから、平成20年8月7日付の大量保有報告書の写し及び平成20年9月18日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年9月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
アーノルド・アンド・エス・ ブレイクロウダー・アドバイ ザーズ・エルエルシー	1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105-4300 U. S. A.	24,660	6.32

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,451,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 378,493,000	378,493	—
単元未満株式	普通株式 1,111,814	—	一単元 (1,000株) 未満 の株式
発行済株式総数	390,055,814	—	—
総株主の議決権	—	378,493	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が7,000株 (議決権の数7個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
ニッセイ同和損害保険 株式会社	大阪市北区西天満四丁目 15番10号	10,451,000	—	10,451,000	2.68
計	—	10,451,000	—	10,451,000	2.68

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	626	645	671	591	603	635
最低 (円)	509	573	575	511	514	506

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

新任名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	取締役常務執行役員 金融法人企画部長	坂本 博	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、経常収益等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.47%
経常収益基準	2.52%
利益基準	1.66%
利益剰余金基準	1.78%

1 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金及び預貯金	27,011	27,805	37,072
コールローン	60,300	28,400	42,700
買入金銭債権	211	590	955
有価証券	※2, ※6 1,086,603	※2 911,663	※2, ※6 944,697
貸付金	※3 48,212	※3 39,360	※3 45,835
有形固定資産	※1 57,472	※1 56,863	※1 56,581
無形固定資産	240	237	238
その他資産	71,426	73,836	78,660
繰延税金資産	—	32,006	8,389
貸倒引当金	△1,036	△997	△1,017
投資損失引当金	△4	△2	△2
資産の部合計	1,350,436	1,169,763	1,214,111
負債の部			
保険契約準備金	912,033	900,137	899,494
支払備金	※4 121,371	※4 128,660	※4 123,930
責任準備金	※5 790,661	※5 771,477	※5 775,563
その他負債	※2 32,403	25,560	※2 30,988
未払法人税等	—	4,502	—
その他の負債	—	※2 21,058	—
退職給付引当金	4,413	1,714	2,724
賞与引当金	204	182	545
特別法上の準備金	6,719	7,384	7,050
価格変動準備金	6,719	7,384	7,050
繰延税金負債	37,837	—	—
負債の部合計	993,612	934,979	940,803
純資産の部			
株主資本			
資本金	47,328	47,328	47,328
資本剰余金			
資本準備金	40,303	40,303	40,303
その他資本剰余金	3	3	—
資本剰余金合計	40,307	40,307	40,303
利益剰余金			
利益準備金	7,492	7,492	7,492
その他利益剰余金	78,947	75,526	76,065
特別償却準備金	52	—	—
固定資産圧縮積立金	1,161	1,138	1,138
別途積立金	68,000	68,000	68,000
繰越利益剰余金	9,734	6,388	6,926
利益剰余金合計	86,440	83,019	83,558
自己株式	△9,438	△4,915	△4,771
株主資本合計	164,638	165,739	166,419
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	192,186	69,043	106,888
評価・換算差額等合計	192,186	69,043	106,888
純資産の部合計	356,824	234,783	273,308
負債及び純資産の部合計	1,350,436	1,169,763	1,214,111

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の 要約損益計算書
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益		198,106		189,967	407,898
保険引受収益		174,215		172,457	359,172
(うち正味収入保険料)	※1	159,786	※1	155,735	※1 318,249
(うち収入積立保険料)		9,915		8,112	19,991
(うち積立保険料等運用益)		4,478		4,523	9,094
(うち責任準備金戻入額)		—	※5	4,086	※5 11,837
資産運用収益		23,428		17,078	47,638
(うち利息及び配当金収入)	※6	14,903	※6	13,826	※6 28,577
(うち有価証券売却益)		12,964		7,772	28,114
(うち積立保険料等運用益振替)		△4,478		△4,523	△9,094
その他経常収益		462		430	1,087
経常費用		191,178		185,192	395,412
保険引受費用		156,744		150,056	319,019
(うち正味支払保険金)	※2	94,436	※2	92,257	※2 194,708
(うち損害調査費)		7,998		8,638	16,764
(うち諸手数料及び集金費)	※3	26,649	※3	26,210	※3 53,233
(うち満期返戻金)		19,866		17,969	46,851
(うち支払備金繰入額)	※4	4,442	※4	4,729	※4 7,002
(うち責任準備金繰入額)	※5	3,261		—	—
資産運用費用		6,984		7,001	17,470
(うち有価証券売却損)		5,376		1,901	9,982
(うち有価証券評価損)		464		3,374	714
営業費及び一般管理費		26,491		27,663	57,493
その他経常費用		958		470	1,428
(うち支払利息)		0		0	0
経常利益		6,928		4,774	12,486
特別利益		41		1	68
特別損失		516		428	1,824
特別法上の準備金繰入額		335		333	666
価格変動準備金繰入額		335		333	666
その他	※8	180	※8	95	※8 1,157
税引前中間純利益		6,454		4,347	10,731
法人税及び住民税		5,046		4,037	5,468
法人税等調整額		△3,253		△2,189	△1,186
中間純利益		4,660		2,500	6,450

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	47,328	47,328	47,328
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	47,328	47,328	47,328
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	40,303	40,303	40,303
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	40,303	40,303	40,303
その他資本剰余金			
前期末残高	2	—	2
当中間期変動額			
自己株式の消却	—	—	△4,675
自己株式の処分	0	3	1
負のその他資本剰余金の振替	—	—	4,671
当中間期変動額合計	0	3	△2
当中間期末残高	3	3	—
資本剰余金合計			
前期末残高	40,306	40,303	40,306
当中間期変動額			
自己株式の消却	—	—	△4,675
自己株式の処分	0	3	1
負のその他資本剰余金の振替	—	—	4,671
当中間期変動額合計	0	3	△2
当中間期末残高	40,307	40,307	40,303
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	7,492	7,492	7,492
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	7,492	7,492	7,492
その他利益剰余金			
特別償却準備金			
前期末残高	52	—	52
当中間期変動額			
特別償却準備金の取崩	—	—	△52
当中間期変動額合計	—	—	△52
当中間期末残高	52	—	—
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	1,161	1,138	1,161
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△22
当中間期変動額合計	—	—	△22
当中間期末残高	1,161	1,138	1,138

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
別途積立金			
前期末残高	65,000	68,000	65,000
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,000	—	3,000
当中間期変動額合計	3,000	—	3,000
当中間期末残高	68,000	68,000	68,000
繰越利益剰余金			
前期末残高	11,112	6,926	11,112
当中間期変動額			
特別償却準備金の取崩	—	—	52
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	22
別途積立金の積立	△3,000	—	△3,000
剰余金の配当	△3,039	△3,038	△3,039
中間純利益	4,660	2,500	6,450
負のその他資本剰余金の振替	—	—	△4,671
当中間期変動額合計	△1,378	△538	△4,185
当中間期末残高	9,734	6,388	6,926
利益剰余金合計			
前期末残高	84,818	83,558	84,818
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,039	△3,038	△3,039
中間純利益	4,660	2,500	6,450
負のその他資本剰余金の振替	—	—	△4,671
当中間期変動額合計	1,621	△538	△1,260
当中間期末残高	86,440	83,019	83,558
自己株式			
前期末残高	△9,418	△4,771	△9,418
当中間期変動額			
自己株式の取得	△21	△160	△31
自己株式の消却	—	—	4,675
自己株式の処分	1	15	3
当中間期変動額合計	△19	△144	4,647
当中間期末残高	△9,438	△4,915	△4,771
株主資本合計			
前期末残高	163,035	166,419	163,035
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,039	△3,038	△3,039
中間純利益	4,660	2,500	6,450
自己株式の取得	△21	△160	△31
自己株式の処分	2	19	4
当中間期変動額合計	1,602	△679	3,384
当中間期末残高	164,638	165,739	166,419

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	205,521	106,888	205,521
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,335	△37,844	△98,632
当中間期変動額合計	△13,335	△37,844	△98,632
当中間期末残高	192,186	69,043	106,888
評価・換算差額等合計			
前期末残高	205,521	106,888	205,521
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,335	△37,844	△98,632
当中間期変動額合計	△13,335	△37,844	△98,632
当中間期末残高	192,186	69,043	106,888
純資産合計			
前期末残高	368,556	273,308	368,556
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,039	△3,038	△3,039
中間純利益	4,660	2,500	6,450
自己株式の取得	△21	△160	△31
自己株式の処分	2	19	4
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,335	△37,844	△98,632
当中間期変動額合計	△11,732	△38,524	△95,248
当中間期末残高	356,824	234,783	273,308

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	6,454	4,347	10,731
減価償却費	1,715	1,808	3,548
減損損失	122	12	122
支払備金の増減額 (△は減少)	4,442	4,729	7,002
責任準備金の増減額 (△は減少)	3,261	△4,086	△11,837
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	36	△19	16
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	0	0	△1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,730	△1,009	△4,420
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△881	△363	△539
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	335	333	666
利息及び配当金収入	△14,903	△13,826	△28,577
有価証券関係損益 (△は益)	△7,142	△2,408	△17,338
支払利息	0	0	0
為替差損益 (△は益)	754	459	1,647
有形固定資産関係損益 (△は益)	16	81	966
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	2,941	4,219	169
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△1,173	△3,803	△195
その他	△4,092	727	1,132
小計	△10,843	△8,797	△36,905
利息及び配当金の受取額	14,635	13,172	27,182
利息の支払額	△0	△0	△0
法人税等の支払額	426	△4,754	△365
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,218	△379	△10,088
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)	393	441	△392
買入金銭債権の取得による支出	△297	△616	△1,057
買入金銭債権の売却・償還による収入	144	950	144
有価証券の取得による支出	△240,246	△119,608	△406,427
有価証券の売却・償還による収入	242,488	95,446	416,308
貸付けによる支出	△1,565	△1,319	△2,975
貸付金の回収による収入	4,661	7,794	8,448
資産運用活動計	5,578	△16,911	14,049
営業活動及び資産運用活動計	9,796	△17,290	3,960
有形固定資産の取得による支出	△751	△2,198	△2,696
有形固定資産の売却による収入	67	16	122
その他	△0	△0	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,894	△19,093	11,475
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金の返済による支出	△3	△0	△4
自己株式の売却による収入	2	19	4
自己株式の取得による支出	△21	△160	△31
配当金の支払額	△3,039	△3,038	△3,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,061	△3,180	△3,070
現金及び現金同等物に係る換算差額	△595	△472	△1,184
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,454	△23,125	△2,868
現金及び現金同等物の期首残高	81,611	78,742	81,611
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 87,066	※1 55,616	※1 78,742

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。</p> <p>(4) 同 左</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ19百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費並びに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ48百万円減少しております。</p>	<p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 同 左</p> <hr/> <hr/>	<p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ92百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費並びに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ94百万円減少しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>前事業年度までは、上記のほか、取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上していましたが、取締役等への退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給が平成19年6月の定時株主総会において承認されたことにより、支払額が確定し当中間会計期間末で未払いとなっている1,114百万円については、その他負債中の未払金に計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>前事業年度までは、上記のほか、取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上していましたが、取締役等への退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給が平成19年6月の定時株主総会において承認されたことにより、支払額が確定し当事業年度末で未払いとなっている1,114百万円については、その他負債中の未払金に計上しております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(5) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(4) 賞与引当金 同 左</p> <p>(5) 価格変動準備金 同 左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(4) 賞与引当金 同 左</p> <p>(5) 価格変動準備金 同 左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 外貨建預金の為替変動リスクのヘッジについては、振当処理を適用しており、その他有価証券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジの方法によっております。この時価ヘッジにより、ヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は金融派生商品費用に計上しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 為替変動リスクのヘッジについては、為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建の預金及び債券の一部をヘッジ対象としております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建の預金及び債券の為替変動リスクを減殺する目的で個別ヘッジによっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同 左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同 左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>	<p>9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p>10. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準の適用) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間	当中間会計期間
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 保険業法施行規則の改正により、当中間会計期間から、「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は59,343百万円、圧縮記帳額は5,285百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券3,924百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金7百万円であります。</p> <p>※3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は317百万円であります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は59,903百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券5,326百万円あります。また、担保付き債務はその他の負債に含まれる借入金6百万円あります。</p> <p>※3. (1) 同左</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は273百万円あります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は59,494百万円、圧縮記帳額は5,282百万円あります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は有価証券3,951百万円あります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金6百万円あります。</p> <p>※3. (1) 同左</p> <p>(2) 貸付金のうち、延滞債権額は277百万円あります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																														
<p>(3) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は317百万円であります。</p>	<p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は273百万円であります。</p>	<p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は277百万円であります。</p>																														
<p>※4. 支払備金の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td style="text-align: right;">136,918</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">25,357</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td style="text-align: right;">111,560</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td style="text-align: right;">9,810</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">121,371</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	136,918	同上にかかる出再支払備金	25,357	差引(イ)	111,560	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,810	計(イ+ロ)	121,371	<p>※4. 支払備金の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td style="text-align: right;">134,095</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">15,247</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td style="text-align: right;">118,848</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td style="text-align: right;">9,811</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">128,660</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	134,095	同上にかかる出再支払備金	15,247	差引(イ)	118,848	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,811	計(イ+ロ)	128,660	<p>※4. 支払備金の内訳</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table> <tr> <td>支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)</td> <td style="text-align: right;">126,739</td> </tr> <tr> <td>同上にかかる出再支払備金</td> <td style="text-align: right;">12,948</td> </tr> <tr> <td>差引(イ)</td> <td style="text-align: right;">113,790</td> </tr> <tr> <td>地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)</td> <td style="text-align: right;">10,140</td> </tr> <tr> <td>計(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">123,930</td> </tr> </table>	支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	126,739	同上にかかる出再支払備金	12,948	差引(イ)	113,790	地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	10,140	計(イ+ロ)	123,930
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	136,918																															
同上にかかる出再支払備金	25,357																															
差引(イ)	111,560																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,810																															
計(イ+ロ)	121,371																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	134,095																															
同上にかかる出再支払備金	15,247																															
差引(イ)	118,848																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	9,811																															
計(イ+ロ)	128,660																															
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	126,739																															
同上にかかる出再支払備金	12,948																															
差引(イ)	113,790																															
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	10,140																															
計(イ+ロ)	123,930																															

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※5. 責任準備金の内訳 (百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 268,777 同上にかかる出再責任 準備金 16,513 <hr/> 差引(イ) 252,263 払戻積立金(出再責任 準備金控除前) 320,602 同上にかかる出再責任 準備金 3 <hr/> 差引(ロ) 320,599 その他の責任準備金 (ハ) 217,798 <hr/> 計(イ+ロ+ハ) 790,661	※5. 責任準備金の内訳 (百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 271,483 同上にかかる出再責任 準備金 17,756 <hr/> 差引(イ) 253,727 払戻積立金(出再責任 準備金控除前) 300,220 同上にかかる出再責任 準備金 1 <hr/> 差引(ロ) 300,219 その他の責任準備金 (ハ) 217,530 <hr/> 計(イ+ロ+ハ) 771,477	※5. 責任準備金の内訳 (百万円) 普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 270,210 同上にかかる出再責任 準備金 17,429 <hr/> 差引(イ) 252,780 払戻積立金(出再責任 準備金控除前) 306,920 同上にかかる出再責任 準備金 3 <hr/> 差引(ロ) 306,916 その他の責任準備金 (ハ) 215,866 <hr/> 計(イ+ロ+ハ) 775,563
※6. 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 1,404百万円含まれておりま す。	_____	※6. 有価証券には消費貸借契約に より貸し付けているものが 1,420百万円含まれておりま す。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 196,085 支払再保険料 36,299 差引 159,786	※1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 190,096 支払再保険料 34,360 差引 155,735	※1. 正味収入保険料の内訳 (百万円) 収入保険料 384,938 支払再保険料 66,689 差引 318,249
※2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 113,513 回収再保険金 19,076 差引 94,436	※2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 114,046 回収再保険金 21,789 差引 92,257	※2. 正味支払保険金の内訳 (百万円) 支払保険金 245,723 回収再保険金 51,015 差引 194,708
※3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 29,852 出再保険手数料 3,202 差引 26,649	※3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 30,281 出再保険手数料 4,070 差引 26,210	※3. 諸手数料及び集金費の内訳 (百万円) 支払諸手数料及び集金 費 60,122 出再保険手数料 6,888 差引 53,233
※4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) 14,518 同上にかかる出再支払 備金繰入額 9,624 差引(イ) 4,894 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △451 計(イ+ロ) 4,442	※4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) 7,356 同上にかかる出再支払 備金繰入額 2,298 差引(イ) 5,057 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △328 計(イ+ロ) 4,729	※4. 支払備金繰入額(△は支払備金 戻入額)の内訳 (百万円) 支払備金繰入額(出再 支払備金控除前、 (ロ)に掲げる保険を 除く) 4,339 同上にかかる出再支払 備金繰入額 △2,784 差引(イ) 7,123 地震保険および自動車 損害賠償責任保険にか かる支払備金繰入額 (ロ) △121 計(イ+ロ) 7,002
※5. 責任準備金繰入額(△は責任準備 金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 1,525 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 202 差引(イ) 1,323 払戻積立金繰入額(出 再責任準備金控除前) △6,650 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 3 差引(ロ) △6,653 その他の責任準備金繰 入額(ハ) 8,590 計(イ+ロ+ハ) 3,261	※5. 責任準備金繰入額(△は責任準備 金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 1,273 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 326 差引(イ) 946 払戻積立金繰入額(出 再責任準備金控除前) △6,700 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 △2 差引(ロ) △6,697 その他の責任準備金繰 入額(ハ) 1,664 計(イ+ロ+ハ) △4,086	※5. 責任準備金繰入額(△は責任準備 金戻入額)の内訳 (百万円) 普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前) 2,958 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 1,118 差引(イ) 1,840 払戻積立金繰入額(出 再責任準備金控除前) △20,332 同上にかかる出再責任 準備金繰入額 3 差引(ロ) △20,336 その他の責任準備金繰 入額(ハ) 6,658 計(イ+ロ+ハ) △11,837

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>691</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>13</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>1</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>13,192</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>484</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>438</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>82</td></tr> <tr><td>計</td><td>14,903</td></tr> </table>	預貯金利息	691	コールローン利息	13	買入金銭債権利息	1	有価証券利息・配当金	13,192	貸付金利息	484	不動産賃貸料	438	その他利息・配当金	82	計	14,903	<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>542</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>6</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>1</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>12,290</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>428</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>436</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>121</td></tr> <tr><td>計</td><td>13,826</td></tr> </table>	預貯金利息	542	コールローン利息	6	買入金銭債権利息	1	有価証券利息・配当金	12,290	貸付金利息	428	不動産賃貸料	436	その他利息・配当金	121	計	13,826	<p>※6. 利息及び配当金収入の内訳 (百万円)</p> <table border="0"> <tr><td>預貯金利息</td><td>1,348</td></tr> <tr><td>コールローン利息</td><td>26</td></tr> <tr><td>買入金銭債権利息</td><td>2</td></tr> <tr><td>有価証券利息・配当金</td><td>25,228</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>945</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>855</td></tr> <tr><td>その他利息・配当金</td><td>170</td></tr> <tr><td>計</td><td>28,577</td></tr> </table>	預貯金利息	1,348	コールローン利息	26	買入金銭債権利息	2	有価証券利息・配当金	25,228	貸付金利息	945	不動産賃貸料	855	その他利息・配当金	170	計	28,577
預貯金利息	691																																																	
コールローン利息	13																																																	
買入金銭債権利息	1																																																	
有価証券利息・配当金	13,192																																																	
貸付金利息	484																																																	
不動産賃貸料	438																																																	
その他利息・配当金	82																																																	
計	14,903																																																	
預貯金利息	542																																																	
コールローン利息	6																																																	
買入金銭債権利息	1																																																	
有価証券利息・配当金	12,290																																																	
貸付金利息	428																																																	
不動産賃貸料	436																																																	
その他利息・配当金	121																																																	
計	13,826																																																	
預貯金利息	1,348																																																	
コールローン利息	26																																																	
買入金銭債権利息	2																																																	
有価証券利息・配当金	25,228																																																	
貸付金利息	945																																																	
不動産賃貸料	855																																																	
その他利息・配当金	170																																																	
計	28,577																																																	
<p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の総額は807百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による利益の総額は576百万円であります。</p>	<p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の額は579百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による損失の額は543百万円であります。</p>	<p>7. 時価ヘッジによるヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損益とヘッジ手段である為替予約取引による損益の純額は、金融派生商品費用に計上しております。なお、上記相殺前のヘッジ対象の外貨建債券の為替変動による損失の総額は8,737百万円、ヘッジ手段である為替予約取引による利益の総額は7,328百万円であります。</p>																																																
<p>※8. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、個別の物件毎に1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 賃貸資産及び遊休資産のうち、時価が著しく下落しているものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※8. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 同 左</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 同 左</p>	<p>※8. 減損損失に関する事項</p> <p>(1) 資産のグルーピングの方法 同 左</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 同 左</p>																																																

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																					
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 (百万円)	(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 (百万円)	(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 (百万円)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸資産</td> <td>香川県高松市</td> <td>土地</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>新潟県妙高市</td> <td>土地</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	種類	減損損失	賃貸資産	香川県高松市	土地	97	遊休資産	新潟県妙高市	土地	24	計			122	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">減損損失</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>北海道釧路市</td> <td>土地及び建物</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	種類	減損損失			土地	建物	計	遊休資産	北海道釧路市	土地及び建物	8	3	12	計			8	3	12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸資産</td> <td>香川県高松市</td> <td>土地</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>新潟県妙高市</td> <td>土地</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	種類	減損損失	賃貸資産	香川県高松市	土地	97	遊休資産	新潟県妙高市	土地	24	計			122
用途	場所	種類	減損損失																																																				
賃貸資産	香川県高松市	土地	97																																																				
遊休資産	新潟県妙高市	土地	24																																																				
計			122																																																				
用途	場所	種類	減損損失																																																				
			土地	建物	計																																																		
遊休資産	北海道釧路市	土地及び建物	8	3	12																																																		
計			8	3	12																																																		
用途	場所	種類	減損損失																																																				
賃貸資産	香川県高松市	土地	97																																																				
遊休資産	新潟県妙高市	土地	24																																																				
計			122																																																				
(4) 回収可能価額の算定方法 当該資産の回収可能価額の算定については、正味売却価額を適用しております。なお、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。	(4) 回収可能価額の算定方法 同 左	(4) 回収可能価額の算定方法 同 左																																																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

I. 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間増 加株式数(千株)	当中間会計期間減 少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	400,055	—	—	400,055
合計	400,055	—	—	400,055
自己株式				
普通株式(注1)(注2)	20,165	29	3	20,191
合計	20,165	29	3	20,191

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加29千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,039百万円	8円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

II. 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間増 加株式数(千株)	当中間会計期間減 少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	390,055	—	—	390,055
合計	390,055	—	—	390,055
自己株式				
普通株式(注1)(注2)	10,205	279	32	10,451
合計	10,205	279	32	10,451

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加279千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少32千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,038百万円	8円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

Ⅲ. 前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注1）	400,055	—	10,000	390,055
合計	400,055	—	10,000	390,055
自己株式				
普通株式（注2）（注3）	20,165	47	10,007	10,205
合計	20,165	47	10,007	10,205

- （注）1. 普通株式の発行済株式総数の減少10,000千株は、自己株式の消却による減少であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加47千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少10,007千株は、自己株式の消却による減少10,000千株及び単元未満株式の売渡しによる減少7千株であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,039百万円	8円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,038百万円	利益剰余金	8円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成19年9月30日現在） （百万円）	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年9月30日現在） （百万円）	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年3月31日現在） （百万円）
現金及び預貯金 27,011	現金及び預貯金 27,805	現金及び預貯金 37,072
コールローン 60,300	コールローン 28,400	コールローン 42,700
預入期間が3か月を超える定期預金 △245	預入期間が3か月を超える定期預金 △589	預入期間が3か月を超える定期預金 △1,030
現金及び現金同等物 87,066	現金及び現金同等物 55,616	現金及び現金同等物 78,742
2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	2. 同左	2. 同左

(リース取引関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日)、当中間会計期間末(平成20年9月30日)及び前事業年度末(平成20年3月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年9月30日)、当中間会計期間末(平成20年9月30日)及び前事業年度末(平成20年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間会計期間末 (平成20年9月30日)			前事業年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	291,226	290,456	△770	333,277	333,668	391	291,417	296,081	4,664
株式	202,594	492,319	289,724	208,929	330,289	121,360	206,020	371,092	165,072
外国証券	257,553	267,156	9,602	218,503	208,010	△10,492	244,944	242,777	△2,166
その他	17,385	19,944	2,558	26,059	23,067	△2,991	17,837	17,794	△43
合計	768,759	1,069,876	301,116	786,769	895,036	108,266	760,220	927,745	167,525

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 中間貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商品投資受益権を「その他」に含めております。</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて、440百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて、3,286百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、当中間会計期間末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。</p>	<p>1. 貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商品投資受益権を「その他」に含めております。</p> <p>2. その他有価証券で時価のあるものについて、706百万円の減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、当事業年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落しているものを全て減損処理の対象としております。</p>

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表（貸借対照表）計上額

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
(1) 満期保有目的の債券 公社債 172百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 74百万円	(1) 満期保有目的の債券 公社債 122百万円
(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 242百万円 外国証券 3,071百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 392百万円 外国証券 2,539百万円	(2) 子会社株式及び関連会社株式 株式 392百万円 外国証券 3,071百万円
(3) その他有価証券 公社債 4百万円 株式 5,485百万円 外国証券 7,910百万円 その他 51百万円	(3) その他有価証券 公社債 2百万円 株式 6,361百万円 外国証券 7,843百万円 その他 1百万円	(3) その他有価証券 公社債 2百万円 株式 6,408百万円 外国証券 7,856百万円 その他 51百万円
(注) 中間貸借対照表において買入金 銭債権として処理されている貸 付債権信託受益権を「その他」 に含めております。	—————	(注) 貸借対照表において買入金銭債 権として処理されている貸付債 権信託受益権を「その他」に含 めております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1. 満期保有目的の金銭の信託

前中間会計期間末（平成19年9月30日）、当中間会計期間末（平成20年9月30日）及び前事業年度末（平成20年3月31日）
該当事項はありません。

2. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

前中間会計期間末（平成19年9月30日）、当中間会計期間末（平成20年9月30日）及び前事業年度末（平成20年3月31日）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間会計期間末 (平成20年9月30日)			前事業年度末 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引 買建	28,149	29,193	1,044	—	—	—	—	—	—
その他	天候デリバティブ取引									
	売建	7 (1)	0	0	— (—)	—	—	0 (0)	0	0
	買建	7 (1)	0	△0	— (—)	—	—	0 (0)	0	—
合計		—	—	1,044	—	—	—	—	—	0

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いておきます。 2. 「契約額等」欄下段()書きの金額は、契約時のオプション料であります。	1. 同左 —————	1. 同左 2. 「契約額等」欄下段()書きの金額は、契約時のオプション料であります。

(参考) 上記以外で時価ヘッジを適用しているものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間会計期間末 (平成20年9月30日)			前事業年度末 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引 売建	105,136	107,144	△2,007	92,650	88,111	4,539	113,934	109,189	4,744
合計		—	—	△2,007	—	—	4,539	—	—	4,744

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
1株当たり純資産額	939.34円	1株当たり純資産額	618.49円	1株当たり純資産額	719.51円
1株当たり中間純利益	12.26円	1株当たり中間純利益	6.58円	1株当たり当期純利益	16.98円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	4,660	2,500	6,450
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	4,660	2,500	6,450
普通株式の期中平均株式数(千株)	379,878	379,810	379,867

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成19年9月30日	当中間会計期間末 平成20年9月30日	前事業年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	356,824	234,783	273,308
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—	—
普通株主に係る中間期末の純資産額 (百万円)	356,824	234,783	273,308
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (千株)	379,864	379,604	379,850

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書については、中間監査又は四半期レビューを受けておりません。

（単位：百万円）

	当第2四半期会計期間 （自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
経常収益	98,004
保険引受収益	89,853
（うち正味収入保険料）	(77,542)
（うち収入積立保険料）	(3,888)
（うち積立保険料等運用益）	(2,217)
（うち責任準備金戻入額）	(6,205)
資産運用収益	7,930
（うち利息及び配当金収入）	(5,100)
（うち有価証券売却益）	(5,045)
（うち積立保険料等運用益振替）	(△2,217)
その他経常収益	221
経常費用	97,416
保険引受費用	77,616
（うち正味支払保険金）	(46,640)
（うち損害調査費）	(4,595)
（うち諸手数料及び集金費）	(12,575)
（うち満期戻戻金）	(9,327)
（うち支払備金繰入額）	(4,051)
資産運用費用	6,017
（うち有価証券売却損）	(1,393)
（うち有価証券評価損）	(3,277)
営業費及び一般管理費	13,472
その他経常費用	310
（うち支払利息）	(0)
経常利益	587
特別利益	1
特別損失	189
特別法上の準備金繰入額	166
価格変動準備金繰入額	(166)
その他	23
税引前四半期純利益	399
法人税及び住民税	840
法人税等調整額	△297
四半期純損失	143

（注）上記は、中間損益計算書の金額から第1四半期累計期間に係る四半期損益計算書の金額を差し引いて作成しております。

(2) その他

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 吉益 裕二 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

ニッセイ同和損害保険株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッセイ同和損害保険株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ同和損害保険株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。